

## 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正（案）

新 （今回の見直し後のガイドライン案）	旧 （現行のガイドライン）
<p>（設備保有者及び事業者の責任に関する事項）</p> <p>第十一条の二 第二条から前条までに定めるもののほか、損害賠償に関する事項その他の設備保有者及び事業者の責任に関する事項を設備の提供に係る契約において定める場合においては、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするなど、適正かつ明確にこれを定めるものとする。</p> <p>附 則 （見直し）</p> <p>第二条 総務省は、本ガイドラインの適用後の設備使用の進展の程度等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すものとする。この場合において、設備保有者及び事業者は、資料の提供等見直しに必要な協力を行うものとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>附 則 （見直し）</p> <p>第二条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。</p>